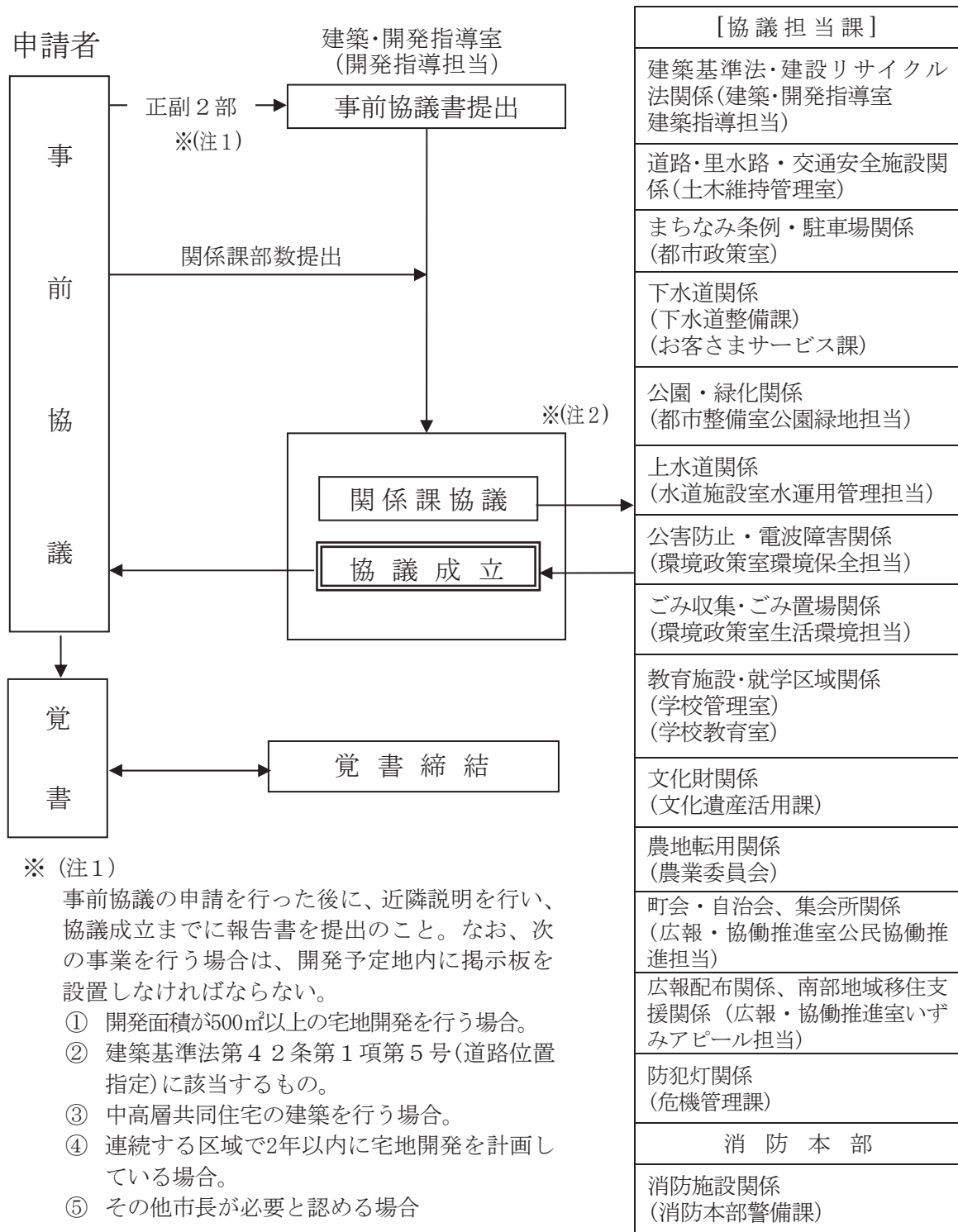


和泉市宅地開発地域の良好な居住環境の確保に関する 条例に基づく申請手続



※(注1)

事前協議の申請を行った後に、近隣説明を行い、協議成立までに報告書を提出のこと。なお、次の事業を行う場合は、開発予定地内に掲示板を設置しなければならない。

- ① 開発面積が500㎡以上の宅地開発を行う場合。
- ② 建築基準法第42条第1項第5号(道路位置指定)に該当するもの。
- ③ 中高層共同住宅の建築を行う場合。
- ④ 連続する区域で2年以内に宅地開発を計画している場合。
- ⑤ その他市長が必要と認める場合

※(注2)

内容により協議担当課が増える場合あり。